

知立市教育大綱（案）

（令和 8 年度～令和 12 年度）

市民一人一人が夢や希望をもって豊かな人生を歩み、平和で民主的な社会の担い手としての資質を備えられるよう、知立市の教育の基本的方針を定めました。

- 1 いのちを尊ぶ態度と、たくましく生きる力を養うために、知・徳・体の調和のとれた学校教育を推進します。

自他の生命や自然を尊重する心、多様な課題を主体的に解決する力、確かな知識や技能、自らを律し協調性をもち、たくましい心身の育成をめざして、きめ細やかで調和の取れた特色のある学校教育を進めていきます。

- 2 ふるさとを愛し、自立・協働・創造が息づく社会をつくるために、生涯学習活動を推進します。

郷土愛や自立・協働・創造が息づく社会をめざして、誰もが全てのライフステージで自分らしく楽しみながら学び続けるとともに、地域生涯学習、スポーツやボランティアなどの多様なニーズに応じた活動を支援していきます。

- 3 豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、伝統文化の継承と文化・芸術活動を推進します。

豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、知立市に関連する歴史的な資産・文化財・祭行事などの適切な保存と活用を進め、文化・芸術活動を促進するための事業を充実するとともに、活動を支える人材や団体を支援・育成していきます。

知立市教育大綱 新旧対照表

令和 3 年度～7 年度（現行）	令和 8 年度～12 年度（改定案）
<p>知立市教育大綱（令和 3 年度～令和 7 年度） 市民一人ひとりが夢や希望をもって豊かな人生を歩み、平和で民主的な社会の担い手としての資質を備えられるよう、知立市の教育の基本的方針を定めました。</p>	<p>知立市教育大綱（令和 8 年度～令和 12 年度） 市民一人<u>一人</u>が夢や希望をもって豊かな人生を歩み、平和で民主的な社会の担い手としての資質を備えられるよう、知立市の教育の基本的方針を定めました。</p>
<p>1 いのちを尊ぶ態度と、たくましく生きる力を養うために、知・徳・体の調和のとれた学校教育を推進します。 学校教育の基本方針を定めました。自他の生命や自然を尊重し、様々な課題を自ら解決していく力、確かな知識や技術、感動する心や自らを律する心、たくましい心身の育成をめざして、きめ細かくで調和の取れた学校教育を進めていきます。</p>	<p>1 いのちを尊ぶ態度と、たくましく生きる力を養うために、知・徳・体の調和のとれた学校教育を推進します。 自他の生命や自然を尊重<u>する心</u>、<u>多様な</u>課題を<u>主体的に</u>解決<u>する力</u>、確かな知識や<u>技能</u>、自らを律し<u>協調性をもち</u>、たくましい心身の育成をめざして、きめ細<u>やか</u>で調和の取れた<u>特色のある</u>学校教育を進めていきます。</p>
<p>2 ふるさとを愛し、自立・協働・創造が息づく社会をつくるために、生涯学習活動を推進します。 生涯学習活動の基本方針を定めました。郷土愛や自立・協働・創造が息づく社会をめざして、全てのライフステージでの切れ目の無い学びを設定するとともに、地域生涯学習、スポーツやボランティアなどの様々な活動を支援していきます。</p>	<p>2 ふるさとを愛し、自立・協働・創造が息づく社会をつくるために、生涯学習活動を推進します。 郷土愛や自立・協働・創造が息づく社会をめざして、<u>誰も</u>が全てのライフステージで<u>自分らしく楽しみながら学び続ける</u>とともに、地域生涯学習、スポーツやボランティアなどの<u>多様なニーズに応じた</u>活動を支援していきます。</p>
<p>3 豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、伝統文化の継承と文化・芸術活動を推進します。 文化・芸術活動の基本方針を定めました。豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、知立市の歴史的な資産・文化財・祭行事などの適切な保存と活用を進め、市民による文化・芸術活動を促進するための事業を充実するとともに、活動を支える人材や団体を支援・育成していきます。</p>	<p>3 豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、伝統文化の継承と文化・芸術活動を推進します。 豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、知立市に<u>関連する</u>歴史的な資産・文化財・祭行事などの適切な保存と活用を進め、文化・芸術活動を促進するための事業を充実するとともに、活動を支える人材や団体を支援・育成していきます。</p>

※1 赤字は前回の教育大綱の修正箇所

※2 修正理由欄について

国…第4期（令和5年度～令和9年度）教育振興基本計画

県…あいちの教育ビジョン2025 -第四次愛知県教育振興基本計画-

市…第7次知立市総合計画

教育基本法の理念に基づいた表現を生かす。

知立市教育大綱（令和8年度）（見え消し）版

市民一人一人が夢や希望をもって豊かな人生を歩み、平和で民主的な社会の担い手としての資質を備えられるよう、知立市の教育の基本的方針を定めました。

教育基本法 第一条（教育の目的）
教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

1 いのちを尊ぶ態度と、たくましく生きる力を養うために、知・徳・体の調和のとれた学校教育を推進します。

~~学校教育の基本方針を定めました。~~自他の生命や自然を尊重する心①、多様様々②な課題を主体的に自ら③解決する力④、確かな知識や技能技術⑤、感動する心や自らを律し協調性をもちする心⑥、たくましい心身の育成を目指して、きめ細やか⑦で調和の取れた特色のある⑧学校教育を進めていきます。

（修正理由）

① 「心」に関する内容が2か所あるため、①は「大切な心」、④は「創り手となる力」、⑥は「たくましく生きる力」

② 抱える困難が多様化・複雑化 [国]、多様な人々 [県]、

1-8 質の高い教育 学習内容や学習形態の多様化 [市 P28]

様々…物事がそれぞれ違っていること。また、そのさま、いろいろ、種々 [広辞林]

一つの形式だけでなく、いくつもの型が見られるさま。いろいろ。種々。

[明鏡国語辞典]

多様…いろいろと種類のちがったものがあること。そのさま。さまざま [広辞林]

さまざまな種類があること。変化に富んでいること。[明鏡国語辞典]

③④ 主体性を育み [国]、主体的に深く学ぶ [県]、1-10 主体性や意見の尊重 [市 P28]

社会の創り手となる力 [国]

⑤ 「知識および技能の習得」 [学習指導要領]

⑥ 人とのつながり・関係性（協調的要素） [国]

⑦ 1-4 きめ細やかな支援が必要な [市 P27]

⑧ 1-8 質の高い学校教育 地域に根ざした特色ある教育活動 [市 P28]

2 ふるさとを愛し、自立・協働・創造が息づく社会をつくるために、生涯学習活動を推進します。

~~生涯学習活動の基本方針を定めました。~~郷土愛や自立・協働・創造が息づく社会をめざして、誰もが①全てのライフステージで自分らしく楽しみながら学び続ける切れ目の無い学びを設定する②とともに、地域生涯学習、スポーツやボランティアなどの多様なニーズに応じた様々な③活動を支援していきます。

(修正理由)

- ① 委員より意見のあった「ライフステージを問わず、すべての人が学べるというニュアンス」の反映
- ② 2-7 自己実現を促す仕組み [市 P30]
- ③ 2-7 自己実現を促す仕組み 様々な世代のニーズに対応
「SDGs 未来都市」において市民の方の多様性を考えて [市 P30]

3 豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、伝統文化の継承と文化・芸術活動を推進します。

~~文化・芸術活動の基本方針を定めました。~~豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、知立市に関連する①歴史的な資産・文化財・祭行事などの適切な保存と活用を進め、市民による②文化・芸術活動を促進するための事業を充実するとともに、活動を支える人材や団体を支援・育成していきます。

(修正理由)

- ① 知立市に限らず、知立市を拠点として広い視野に立ち推進・充実する。
- ② 知立市民に限らず、知立市に関わる多くの人も対象にする。

※各項目の本文の冒頭「〇〇の基本方針を定めました。」につきましては、大綱の前文と内容が重複しているため削除しました。

教育大綱について

平成 27 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）」により大綱の策定が義務化されました。

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

また、大綱の策定については、教育基本法に基づき、策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参考に定めることとされていますが、教育課題が地域によって様々であるため、地域の実情に応じて策定することとなっています。

大綱が対象とする期間は、4 年から 5 年が想定されており、地方公共団体の長が総合教育会議での協議を経て、定めるものとされています。

第 4 期（令和 5 年度～令和 9 年度）教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）

めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること、そして社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、様々な関係者との対話を重ね、教育の羅針盤となる計画をつくりました。

（教育の不易と流行）（将来予測困難な時代の教育の羅針盤）

教育の不易…教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現

教育基本法 第 1 条（教育の目的）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

→ 豊かな人間性と知・徳・体にわたる生きる力の育成

教育の流行…社会や時代の流行

不登校やいじめ、貧困、抱える困難が多様化・複雑化

地域コミュニティ、

[2つのコンセプト]

1 持続可能な社会の創り手の育成

主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなど

2 日本社会に根差したウェルビーイングの向上 「調和と協調」

幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現など

あいちの教育ビジョン2025（2021年2月愛知県・教育委員会）

「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本とし、ふるさとあいちの文化・風土に誇りをもち、世界的視野で主体的に深く学び、かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と「知・徳・体」にわたる生きる力を育む、あいちの教育を進めます。

- ・基本的な取組の方向（7点）

第7次知立市総合計画（2025年度から2034年度）

生涯学習都市宣言、平和都市宣言、人権尊重のまち宣言

1 学校教育

- ・きめ細やかな支援（障害、いじめ・不登校、外国人）
- ・質の高い学校教育（個性・学力・能力、多様化・ICT教育、地域に根ざした特色ある教育活動）
- ・子どもを地域で育てる（コミュニティスクール）
- ・主体性や意見の尊重（自ら考え、行動する力、考えの表明、尊重される仕組）

2 生涯学習活動

- ・自分らしく楽しみながら学ぶ
- ・自己実現、相互に学べる機会、交流
- ・社会参加の推進デジタル活用などの多様な学びの機会
- ・生涯学習の担い手となる人材育成
- ・「知を立てる」情報拠点として、安心・快適、便利な魅力ある図書館
- ・多様なニーズに対応した参画機会の拡充

3 伝統文化の継承と文化・芸術活動

- ・歴史資産・文化財の適切な保全・活用
- ・歴史・文化などのまちの魅力とふれあう
- ・担い手となる人材の育成、子供や若い世代の学び。参画機会の充実
- ・デジタル技術を活用した鑑賞機会の充実